

令和4年10月14日

株式会社 ちゅうぎんフィナンシャルグループ

「パートナーシップ構築宣言」の制定について

ちゅうぎんフィナンシャルグループ（岡山市北区丸の内一丁目15番20号 社長 加藤貞則）では、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を制定いたしました。

「パートナーシップ構築宣言」の内容は以下のとおりです。

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携の取組みについて（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
地域のプラットフォームとして、グループ各社や連携業者・団体と一緒に becoming お客さまの経営課題やニーズに対してソリューションを提供し、お客さまの事業価値向上に貢献してまいります。
- b. 専門人材マッチングの取組みについて
後継者不足、DX人材不足などのお客さまの重要経営課題である「ひと」に関するニーズに対し、適切な人材の紹介・マッチングに努めてまいります。
- c. グリーン化（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）の取組みについて
お客さまが温室効果ガス排出量の削減に向けて具体的に取組むことができるよう、コンサルティングの実施や資金供給を積極的に行い、地域全体の脱炭素化へ繋がるように取組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取

引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

ちゅうぎんフィナンシャルグループは「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」というグループ経営理念のもと、さまざまなステークホルダーとの対話にもとづき、環境や社会の課題に長期的視点で向き合い、企業活動を通じて、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出します。

2022年10月14日

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 取締役社長 加藤 貞則
企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されません。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

以 上